

金融機関の秩序ある処理の枠組みの整備に伴う取引参加者制度及び清算参加者制度の見直しについて

平成26年2月17日
株式会社 東京金融取引所

I. 趣旨

リーマンブラザーズの破綻等に端を発する国際的な金融危機の中で、システム上重要な金融機関の破綻等が、金融市場を通じて伝播し、実体経済に深刻な影響を及ぼす恐れがあることを踏まえ、金融機関の実効的な破綻処理を預金取扱金融機関のみならず、保険会社や金融商品取引業者等も対象に行うことができることとした改正預金保険法（平成25年6月19日公布）が近く施行（公布の日から9月以内）される予定である。

同改正法の施行後は、新たな破綻処理として、危機に瀕した取引参加者又は清算参加者の重要な市場取引等を、預金保険機構の子会社であるブリッジ金融機関等（預金保険法（昭和46年法律34号。以下「預保法」という。）第126条の34第3項第5号に掲げる「特定承継金融機関」をいう。）が速やかに承継する枠組み（預保法第126条の2第1項第2号に規定する特定第二号措置をいう。図2参照。）が整備されることから、取引参加者規程及び業務方法書等において、ブリッジ金融機関等に対し、取引資格及び清算資格の付与を機動的に行えるよう所要の対応を図るものである。

II. 概要

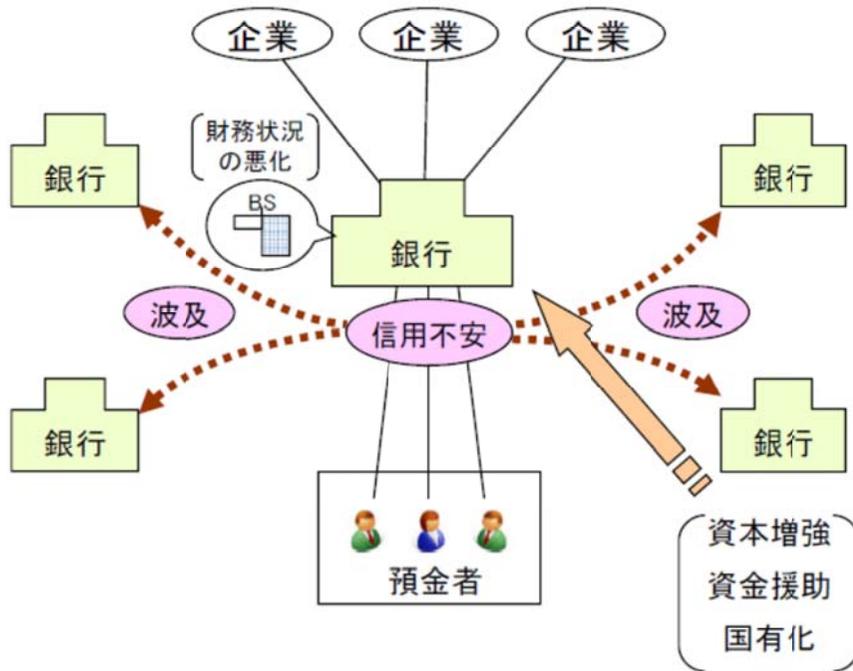
項目	内容	備考
1. 取引資格及び清算資格の取得審査	・ブリッジ金融機関等に係る取引資格取得及び清算資格取得については、資格取得審査を要しないものとする。	
2. 取引資格及び清算資格の取得手続きの履行	・ブリッジ金融機関等については、取引資格取得料及び清算資格取得料の納入を要しないものとする。 ・ブリッジ金融機関等については、取引資格取得申請書及び清算資格取得申請書に添付する書類のうち、本取引所が適当と認めるものを省略できるものとする。	・ブリッジ金融機関等が取得した取引資格又は清算資格を他の者に譲渡することは原則としてできないものとする。
3. その他	・その他所要の改正を行うものとする。	

項 目	内 容	備 考
4. 実施時期（予定）	・ 改正預金保険法の施行日以降の本取引所が定める日とする。	

以 上

図1：金融危機への対応

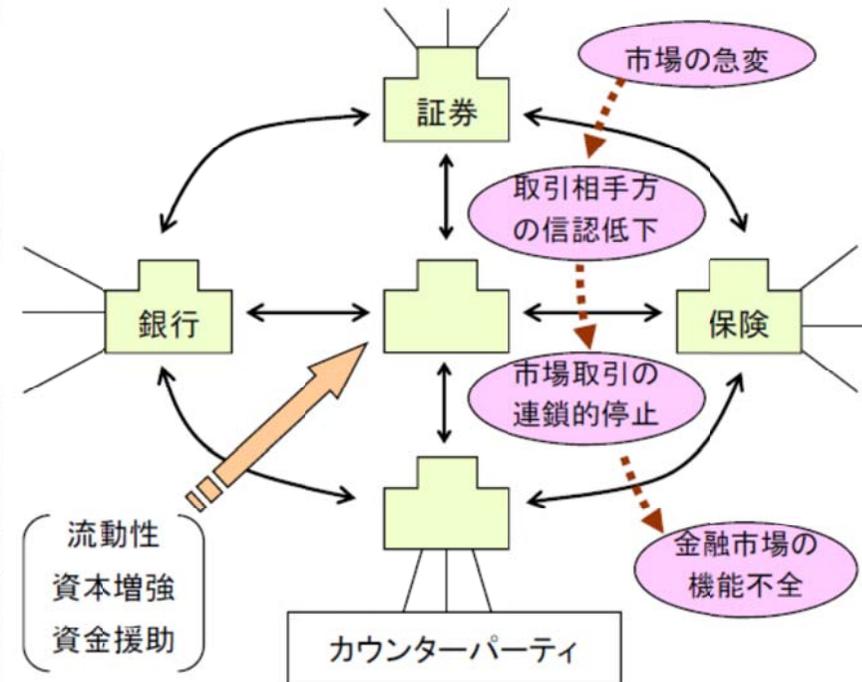
日本が経験した不良債権型の金融危機



金融危機対応措置
(現行預金保険法第102条)

⇒ 銀行の全債務を保護することにより、預金者等の信用不安を解消・健全な借り手を保護

リーマン・ショックに端を発する市場型の金融危機

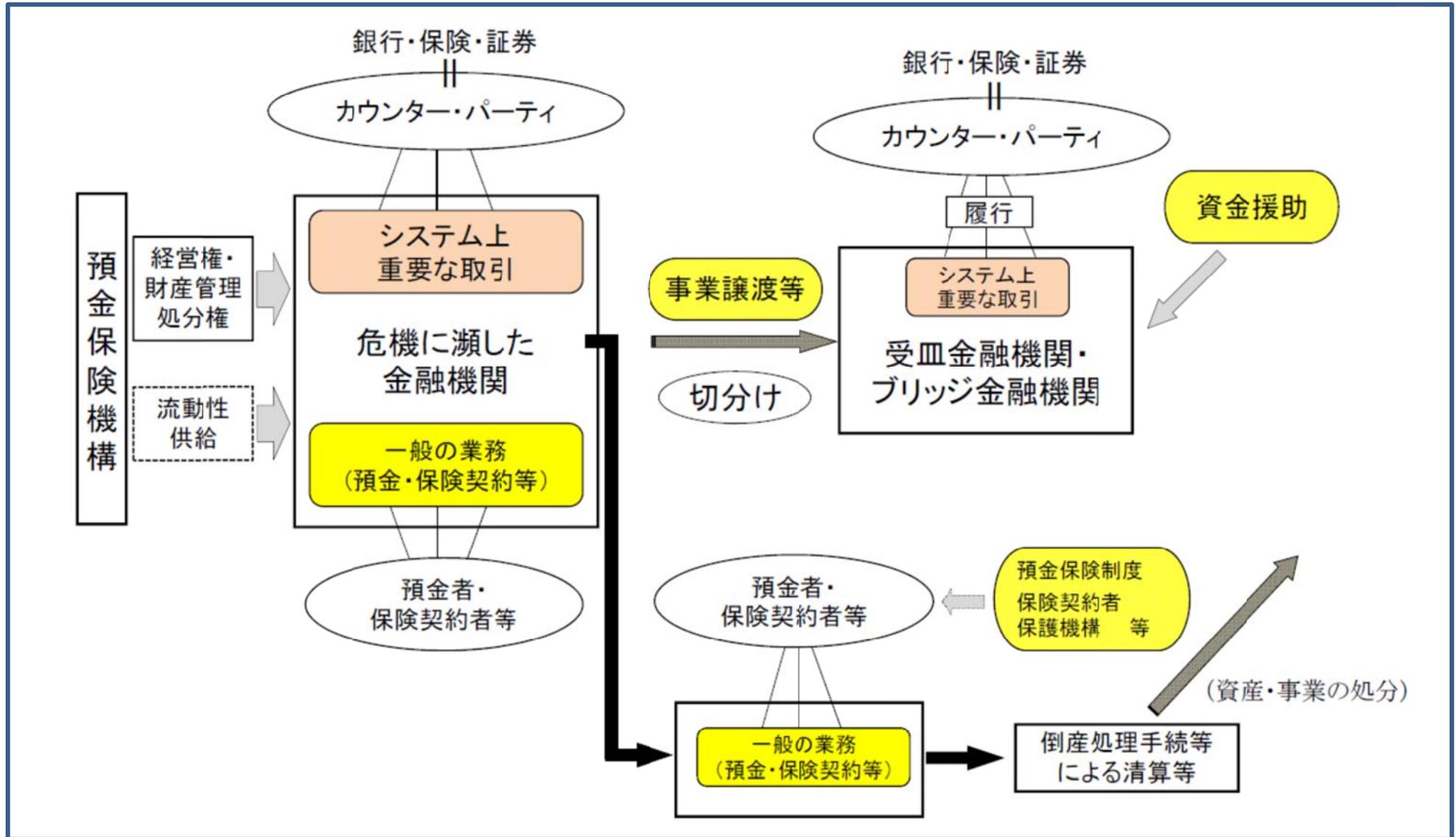


市場機能維持のための
新たな危機対応措置

⇒ 重要な市場取引等を履行させることにより、市場参加者間の連鎖を回避し、金融市場の機能不全を防止（金融システムの安定を確保）

「金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成25年法律第45号）に係る説明資料」（平成25年6月金融庁）からの抜粋

図 2：新たな危機対応措置（債務超過等の場合の特定第二号措置）



「金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 45 号）に係る説明資料」（平成 25 年 6 月金融庁）からの抜粋